

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内事業所の省エネルギー化を促進することにより地域の脱炭素化を図ることを目的として、予算の範囲内において和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）（以下「補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等のほか、市長が適切と認める者をいう。
- （2）事業所 中小企業者等が業務の遂行を目的として使用する本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。
- （3）省エネルギー診断 診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービス及び伴走支援をいう。
- （4）診断実施機関 次に掲げる者をいう。
 - ア 一般財団法人省エネルギーセンター
 - イ 経済産業省資源エネルギー庁が実施する「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」で採択された「省エネお助け隊」又は「登録診断機関」
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適正と市長が判断する者

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）市内に事業所を有する中小企業者等
- （2）市税の滞納がない者
- （3）次のいずれにも該当しない者

ア 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。イにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当するものがあるもの

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

ウ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

オ アからエまでに掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適正でないとして市長が判断する者

(4) この要綱による補助金の交付を過去に受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、各会計年度内に実施する市内に所在する事業所に係る省エネルギー診断の受診とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施する者が負担した省エネルギー診断の受診に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、補助対象経費の支払いに係る振込手数料を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の実支出額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）又は50,000円のうち、いずれか少ない額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付申請書（別記様式第1号。第6項において「申請書」という。）により、郵送又は窓口への持参により提出するものとする。

2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 市内で事業を営んでいることが分かる書類（法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証、直近の確定申告書第一表等）の写し

(2) 従業員の数が分かる書類（法人事業概況説明書、青色申告決算書等）の写し

(3) 省エネルギー診断結果に係る報告書の写し

(4) 省エネルギー診断に係る領収書その他の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し（内訳の記載があるもの。）

4 市長は、規則第3条の規定による申請があったときは、規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。

5 第1項の規定による申請の受付は、各会計年度の2月末日を期限として予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

6 前項の受付は、申請書が本市へ到達した日を基準とする。

(交付決定及び額の確定等)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書及び規則第13条の補助金等確定通知書は、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付決定及び確定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、第7条第3項各号に規定する書類の原本を補助金の交付の決定の日の属する年度の終了後5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないことを条件として付するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

補助年度	年度	事業等の名称	中小企業脱炭素経営促進事業 （省エネルギー診断）
申請者	法人名又は 個人事業主名	(フリガナ) -----	
	(法人の場合) 代表者役職		
	(法人の場合) 代表者氏名	(フリガナ) -----	
	本店所在地 又は住所	〒 ー	
	電話番号		
補助対象事業		(診断名) ※複数可 ----- (診断実施機関名)	
補助対象経費			円
補助金交付申請額 (千円未満切捨て)			, 000 円
診断完了年月日			

別記様式第2号(第8条関係)

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）の交付について、次のとおり決定し、交付額を確定したので、和歌山市補助金等交付規則第6条及び規則第13条の規定により通知します。

補助年度	年度	事業等の名称	中小企業脱炭素経営促進事業 （省エネルギー診断）
交付確定額		円	
交付の条件		和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付要綱第7条第3項各号に規定する書類の原本を補助金の交付の決定の日の属する年度の終了後5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。	

別記様式第3号（第8条関係）

和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）の交付について、次の理由により不交付と決定したので、和歌山市中小企業脱炭素経営促進補助金（省エネルギー診断）交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不交付の理由